○ 無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

 項 を 削 る。	[項を削る。	る。[下同じ。	機によ	は認識	磁的記	3 無 尽	2 [略]	第一条	(営業	
る。 コ	る。 コ	`	。)をもって調製するファイルに情報を記録したものとす	機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以	は認識することができない方式で作られる記録であって電子計算	磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって	無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電		[略]	(営業の免許の申請等)	改正後
一 申請者の商号 ー 申請者の同 ー 申請者の商号 ー 申請者の同 ー 申請者の商号 ー 申請者の商号 ー 申請者の商号 ー 申請者の商号 ー 申請者の商号 ー 申請者の ー 申請者の商号 ー 申請者の ー 申請者の同 ー 申請者の ー 申請者の同 ー 申請者の同 ー 申請者の ー 申 ー 申 申 ー 申 ー 申 ー 申 ー 申 ー ー 申 ー 申 ー	4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなけ		ッジに該当する構造の磁気ディスクとする。	二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリ	本産業規格(次項において「日本産業規格」という。) X六二	は、産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日	3 無尽業法第二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録	2 [同上]	第一条 [同上]	(営業の免許の申請等)	改 正 前

一 [略] て次に掲げるものにより行うことができる。 微を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であっのをいう。)をもって作成されているときには、電子情報処理組	() \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、	[2・3 略]	第二十二条の三 [略]	(無尽会社に対する意見聴取等)	[6・7 略]		ものを交付する方法	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した	一 [略]	で定めるものは、次に掲げる方法とする。	る方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令	5 無尽業法第十七条第五項に規定する電子情報処理組織を使用す	[2~4 略]	第十六条 [略]	(貸借対照表の公告等)	
一[同斗]		4 [同上]	[2・3 同上]	第二十二条の三 [同上]	(無尽会社に対する意見聴取等)	[6・7 同上]	情報を記録したものを交付する方法	実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに	二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確	一 [同上]			5 [同上]	[2~4 同上]	第十六条 [同上]	(貸借対照表の公告等)	二 申請年月日

備考 表中の [] の記載は注記である。	5 [略]			したものを交付する方法	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録
	5 [同上]	法	って調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方	法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方